

明治三十二年法律第五十号

第一条 明治三十二年法律第五十号（外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律）

捺印ノミヲ為スヘキ場合ニ於テハ外国人ハ署名スルヲ以テ足ル

第二条 削除

附則

第三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則（大正一五年四月二四日法律第七一号）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム